

令和元年度第 19 回庁議提案 **審議**・報告・その他  
 提出日：令和 2 年 1 月 14 日  
 担当部・課：健康部介護保険課〔内線 2443〕

① 件名	石巻市介護保険運営審議会の審議事項の追加について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】          地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化される。          これに伴い、介護保険に関する各種審議会・協議会の設置状況について精査した。          その中で、これまで石巻市地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために開催されていた「石巻市地域包括支援センター運営協議会」は、設置に際し、既存の委員会等を活用することも可であるとの厚生労働省の通知に基づき、特段の設置条例等を制定せず、運用で「石巻市介護保険運営審議会」の委員が兼務していた。</p> <p>【目的】          「石巻市地域包括支援センター運営協議会」で協議していた事項を、石巻市介護保険条例により設置済である「石巻市介護保険運営審議会」の新たな審議事項として位置付けることにより、適切な運営を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】          (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<b>無</b>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	平成 29 年 5 月 17 日 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布 （令和 2 年 4 月 1 日施行）
⑤ 主な内容	従来の「石巻市介護保険運営審議会」の審議事項に「地域包括支援センターの運営に関する事項」を追加する。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】          石巻市介護保険運営審議会にて地域包括支援センターの運営について協議することにより、公正かつ中立的なセンターの運営を確保することができる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	<p>【石巻市地域包括支援センター運営協議会の類似委員会の設置状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例による設置 塩竈市、多賀城市、角田市</li> <li>・ 規則による設置 仙台市、大崎市</li> <li>・ 要綱による設置 岩沼市、気仙沼市、名取市</li> </ul>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	令和 2 年 2 月 市議会第 1 回定例会に石巻市介護保険条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和 2 年 4 月 1 日）
⑨ その他	